

教生学第99号

平成29年5月1日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長
様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 川 端 雄 一

学校に設置している遊具の安全確保について（通知）

このことについて、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課、初等中等教育局幼児教育課、初等中等教育局特別支援教育課及び初等中等教育局健康教育・食育課から別添写しのとおり事務連絡があったので通知します。

ついては、学校において、別添写しを踏まえ、類似遊具の適切な安全点検はもとより、学校に設置している遊具について、事故を未然に防止するための安全点検を行い、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じるなど、児童生徒等の安全確保に万全を期すようお願いします。

（生徒指導・学校安全グループ）



事 務 連 絡

平成29年4月28日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課
初等中等教育局幼児教育課
初等中等教育局特別支援教育課
初等中等教育局健康教育・食育課

学校に設置している遊具の安全確保について

平成29年3月30日（木）午後5時30分頃、街区公園内において、7歳の男児が複合遊具で遊んでいたところ、雲梯の一部のネジが緩んでいたため、鉄棒部分が回転して落下し、右上腕を骨折する事故が発生し、別紙のとおり、国土交通省から各都道府県及び政令指定都市公園管理担当課長に対し、事務連絡が発出されましたので、参考のため送付します。

学校に設置している遊具については、従来、事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いしているところですが、今回の報告があったことを踏まえ、別紙資料を参考に、類似遊具について適切な安全点検を行うなど、遊具の安全管理に努めるようお願いいたします。

については、各都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

【問合せ】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校安全係

tel.: 03-5253-4111(2917)

fax: 03-6734-3794

事 務 連 絡
平成29年4月13日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 課長補佐

公園施設の安全管理の強化について

平成29年3月30日（木）午後5時30分頃、街区公園内において、7歳の男児が複合遊具で遊んでいたところ、雲梯の一部のネジが緩んでいたため、鉄棒部分が回転して落下し、右上腕を骨折する事故が発生したため、別添のとおりお知らせする。

本件と同種の事故として、平成26年度に7歳の女児が、平成28年度には8歳の女児が、雲梯の鉄棒部分が回転したため落下し、骨折する事故が相次いで発生していることから、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」の内容を踏まえ、ネジの締め付け不足等に対する安全点検の確実な実施を図るなど、安全対策に万全を期し、類似事故の防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村（指定市を除く）に周知徹底されたい。

【事故の概要】

■発生日時 平成 29 年 3 月 30 日 (木)

■発生場所 人口約 14 万人の都市

■発生公園 街区公園

■状 況 ・7 歳男児が複合遊具で遊んでいたところ、雲梯の一部のネジが緩んでいたため、鉄棒部分が回転して落下し、右上腕を骨折する事故が発生した。
・事故発生後、ボルトの増し締めを実施した。

■事故関連写真

